

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証要領

徳島剣山世界農業遺産推進協議会

(目的)

第1条 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド（以下「ブランド」という。）認証は、世界農業遺産の認定地域である美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町（以下「にし阿波地域」という。）で生産された農産物等やその加工品を認証し、そのブランド化を推進するとともに、世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」やにし阿波地域を国内外に発信し、その認知度向上及びイメージアップを図ることにより「にし阿波の傾斜地農耕システム」を未来へ継承することを目的とする。

(認証委員会)

第2条 徳島剣山世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）は、ブランドを認証するため、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。

2 認証委員会は、徳島剣山世界農業遺産推進協議会幹事会をもって充てる。

(認証の対象)

第3条 ブランド認証の対象は、カヤ等を使用し、にし阿波地域の中山間地域で生産された農産物等及びその加工品とし、対象品目及び認証基準は、別に定める。

2 会長は、対象品目及び認証基準を追加又は変更するときは、認証委員会に諮るものとする。

(認証申請)

第4条 認証を希望する農業者等、農業者等で組織する団体、加工事業者、加工事業者等で組織する団体、販売業者、販売事業者等で組織する団体（以下「申請者」という。）は、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証申請書（様式1、以下「認定申請書」という。）に必要書類を添付し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める提出先（以下「市町等」という。）を経由して協議会事務局（つるぎ町商工観光課、以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(1) にし阿波地域（美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町）内に住所又は所在地を有する場合は、住所又は所在地のある市町

(2) 前号に掲げる以外の場合は、徳島県の担当部署

2 市町等は、前条に規定する認定申請書の提出があった場合は、関係機関と連携し、記載内容の確認を行い、事務局に提出するものとする。

(認証の決定)

第5条 会長は、前条の規定により認定申請書の提出があった場合は、認証委員会の審査に基づき可否を決定し、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証

通知書（様式 2）により、申請者に通知する。

2 会長は、前項の規定により認証の決定を受けた者に対し、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証書（様式 3）を交付するものとする。

3 会長は、第 1 項の規定による通知の内容について関係機関に周知するものとする。

（認証の表示及び規格）

第 6 条 前条の規定により、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証書の交付を受けた者（以下「認証者」という。）は、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を認証を受けた農産物等及び加工品（以下「商品」という。）に表示することができる。

2 認証者は、認証を受けた商品以外にロゴマークを表示してはならない。

3 ロゴマークの表示に要する経費は、認証者の負担とする。

4 会長は、認証者に、ロゴマークを電子データで貸与又はシール等の印刷物を有償で提供し、認証者は、そのロゴマークの電子データ又は印刷物を利用することができる。

5 認証者は、ロゴマークの電子データ、シール等を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

6 認証者は、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」デザインマニュアルによりロゴマークを使用するとともに、デザインを変更してはならない。

（認証の有効期間及び更新）

第 7 条 認証の有効期間は、認証の日から 5 年間とする。

2 前項に規定する認証の有効期間が満了する場合において、認証者が認証の更新を受けようとする場合は、有効期間が満了するまでに、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証更新申請書（様式 4）により、市町等を経由し、会長に申請するものとする。

3 前項に規定する申請が行われた場合は、第 5 条の規定を準用する。

（認証内容の変更）

第 8 条 認証者は、認証を受けた内容を変更する場合は、速やかに、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証変更申請書（様式 5）を市町等を経由し、会長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請が行われた場合は、第 5 条の規定を準用する。

3 認証の変更があった場合、変更した認証の有効期間は、当初の有効期間の残存期間とする。

（実績報告）

第 9 条 認証者は、認証の有効期間が満了した日及び認証期間中の毎年度末から 30 日以内に、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証実績報告書（様式 6）を市町等を経由し、会長に提出するものとする。

（調査、点検等）

第 10 条 会長は、この制度の適正な運用や社会的信頼性の向上を図るため、認証申請書

の記載事項に関し、調査及び点検を行うことができる。

- 2 認証者は、前項の規定に基づいて行う調査及び点検に協力しなければならない。
- 3 会長は、調査及び点検の結果、改善の必要があると認められるときは、改善の指示及び指導を行うことができる。

(認証の取消し)

第 11 条 会長は、認証者が次のいずれかに該当するときは、認証委員会の審議に基づき、認証を取消すことができる。

- (1) 認証の取消しの届出があったとき。
 - (2) 認証基準に適合しないと認められたとき。
 - (3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
 - (4) 認証を受けた商品と申請内容が異なるとき。
 - (5) ロゴマークを不正に使用したとき。
 - (6) 前条の規定に基づく指示及び指導に従わないとき。
 - (7) その他制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 2 会長は、前項の規定に基づき、認証を取消した場合は、認証者にその旨を通知するとともに、関係機関に周知するものとする。
 - 3 第 1 項第 1 号の認証の取消しの届出は、世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証取消届出書（様式 7）により市町等を経由し、会長に届け出るものとする。

(認証者の責務)

第 12 条 認証者は、この要領の規定を誠実に遵守しなければならない。

- 2 認証者は、認証を受けた商品等の生産、販売等を通じて、ブランドに関する普及啓発に努めなければならない。
- 3 認証者は、認証を受けた商品等の生産、流通、販売等において事故等その他の問題（以下「事故等」という。）が発生したときは、認証者が一切の責任を負い、問題解決を図るため必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項に規定する場合において、当該認証者は、遅滞なく事故等の内容を会長に報告しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

附則 この要領は令和元年 6 月 13 日から施行する。

(別紙)

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証基準

1 農産物等 (1) 対象品目

品目	品名	商標区分
雑穀等	あわ、きび、ひえ、シコクビエ、そば、麦、とうもろこし、もろこし	第31類
豆類	いんげん豆、えんどう豆、そら豆、小豆、大豆	第29類
野菜類	かんしょ、ごうしゆいも、ばれいしょ、きくいも、こんにゃく、にやぐ、いも類、だいこん、かぶ、根菜類、たまねぎ類、えだまめ、さやいんげん、未成熟豆類、はくさい、あぶらな類、きゅうり、かぼちゃ、すいか、うり類、みまから唐辛子、とうがらし類、トマト、なす、ピーマン、せり類、レタス類、しゅんぎく、しそ類、ほうれんそう、オクラ、たけのこ、山菜、前記の乾燥野菜(調味していないもの)	第31類
果実	柿、栗、かんきつ類、梅、もも、すもも、ぶどう、あけび、ぎんなん、さるなし、前記の乾燥果実(調味していないもの)	第31類
木・花等	生花、花木、木の葉、草の葉	第31類
茶	茶の葉 ----- 緑茶、晩茶、紅茶	第31類 第30類
食用粉	そば粉、麦粉、小麦粉、とうもろこし粉、きな粉、こんにゃく粉、	第30類

(2) 認証基準

- ア にし阿波地域の中山間地域で栽培及び収穫されたものであること。
- イ 栽培の過程で、にし阿波地域由来のカヤ等の有機物を利用したものであること。

2 加工品 (1) 対象品目

品目	商標区分
加工野菜(干芋(調味したもの)乾燥野菜(調味したもの)、野菜の缶詰及び瓶詰等)、加工果実(乾燥果実(調味したもの)、果実の缶詰及び瓶詰等)、漬物、ジャム、油揚げ、こんにゃく、豆腐、凍り豆腐、豆乳、納豆	第29類
菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドック、ミートパイ、調味料、香辛料(みそ、食酢、はちみつ等)、穀物の加工品(そば、そうめん、餅等)	第30類
清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース	第32類
日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、薬味酒	第33類

(2) 認証基準

- 上記1の農産物等を使用したものであること。